平成２４年（フ）第４４５３号
大阪市都島区大東町２丁目13番12号　マンション富士401号
債務者　神納　將和
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５４号
大阪市都島区大東町２丁目13番12号　マンション富士401号
債務者　神納　良子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６９号
大阪市住吉区南住吉２丁目16番18号
債務者　村上美穂子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４０号
大阪市福島区大開４丁目１番12―1306号
債務者　前嶋　幸枝
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４７号
大阪府高槻市城南町４丁目６番７号
債務者　髙江洲　勉
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５４号
大阪市港区弁天４丁目11番24号
債務者　宗　　邦子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５６号
大阪市西成区天下茶屋１丁目17番３号　喜仙荘２号館305号、前住所大阪市浪速区塩草３丁目11番４―508号
債務者　野中　繁則
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６３号
大阪府守口市金下町２丁目３番27号、前住所大阪府守口市大日町１丁目３番38―1403号
債務者　西　真由美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００号
大阪府河内長野市栄町31番14号
債務者　眞木　仁子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１８号
堺市堺区翁橋町１丁８番６―706号
債務者　橋本　祐二
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４０号
福岡市博多区博多駅前４丁目23番28―205号
債務者　岡忠こと　新岡　忠美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３４号
福岡県朝倉市山見253番地
債務者　佐藤　節太
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９７号
福岡県糟屋郡新宮町下府６丁目２番23号みどり荘205号
債務者　家原　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１４号
福岡県朝倉市甘木1175番地３メリディアン大地107号
債務者　小山　修一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１５号
福岡県朝倉市甘木1175番地３メリディアン大地107号
債務者　小山　千景
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４０号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地48セピアコート・リーリウムⅡ201号
債務者　本城　泰則
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９４号
福岡市東区城浜団地68番402号
債務者　今里　展哉
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２０号
福岡市西区小戸１丁目29番23号
債務者　永井　　舞
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部